

○ 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

						都道府県名	市町村名	改 正 後	
森町	福島町	伊達市	歌志内市	名寄市	函館市	北海道	都道府県名	市町村名	現 行
字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山 、字豊浜及び字宮歌	大滝区		風連町	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新惠山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町	北海道	都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字砂原	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山 、字豊浜及び字宮歌	大滝区		風連町	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新惠山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町	北海道	都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称

留寿都村	真狩村	二七コ町	蘭越町	せたな町	
			字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里 、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水 上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新 見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字 鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、 字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下 、字讚岐及び上目名	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大 成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区 花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北 檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区 松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜 山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山 及び瀬棚区	砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二 丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、 字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原 原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七 線及び字砂原原野八線

留寿都村	真狩村	二七コ町	蘭越町	せたな町	
			字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里 、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水 上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新 見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字 鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、 字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下 、字讚岐及び上目名	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大 成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区 花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北 檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区 松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜 山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山 及び瀬棚区	砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二 丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、 字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原 原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七 線及び字砂原原野八線

共和町	積丹町	奈井江町	浦臼町	雨竜町	北竜町	佐呂間町	湧別町	大空町	壯瞥町	厚真町	洞爺湖町	安平町
南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、 発足及び幌似	大字美國町、大字婦美町及び大字幌武意町										洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、 香川、財田、富丘及び伏見	

共和町	積丹町	奈井江町	浦臼町	雨竜町	北竜町	佐呂間町	上湧別町	大空町	壯瞥町	厚真町	洞爺湖町	安平町
南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、 発足及び幌似	大字美國町、大字婦美町及び大字幌武意町										洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、 香川、財田、富丘及び伏見	

厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太		忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町 忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類 晩成					富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和	富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和

厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太		忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町 忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類 晩成					富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和	富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和

田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙  
幌、太田宏陽、サツテベツ、大別、セタニ  
ウシ、太田南、光栄、片無去、上尾幌（国有  
地の一部に限る。）、門静四丁目、白浜（二  
丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三  
番、三丁目五番、三丁目五十番から三丁目  
九十一番、四丁目一番から四丁目二百五十  
六番に限る。）、宮園（二丁目一番、二丁目  
九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百  
七番から二丁目三百七十二番、二丁目三百  
七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目  
三百八十一番、二丁目四百五十七番から二  
丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目  
七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十  
二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十  
六番から三丁目百五十七番、四丁目一番か  
ら四丁目八十四番、四丁目八十六番から四  
丁目百八番、四丁目百十番から四丁目百十  
六番に限る。）、サンヌシ、山の手（一丁目  
一番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁  
目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十  
五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番  
から一丁目九十二番、一丁目九十六番から  
一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二  
十七番、一丁目百二十九番から一丁目百四  
十二番、一丁目百四十五番から一丁目百四  
十七番、一丁目百五十番、一丁目百六十三  
番、二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番

田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙  
幌、太田宏陽、サツテベツ、大別、セタニ  
ウシ、太田南、光栄、片無去、上尾幌（国有  
地の一部に限る。）、門静四丁目、白浜（二  
丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三  
番、三丁目五番、三丁目五十番から三丁目  
九十一番、四丁目一番から四丁目二百五十  
六番に限る。）、宮園（二丁目一番、二丁目  
九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百  
七番から二丁目三百七十二番、二丁目三百  
七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目  
三百八十一番、二丁目四百五十七番から二  
丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目  
七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十  
二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十  
六番から三丁目百五十七番、四丁目一番か  
ら四丁目八十四番、四丁目八十六番から四  
丁目百八番、四丁目百十番から四丁目百十  
六番に限る。）、サンヌシ、山の手（一丁目  
一番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁  
目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十  
五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番  
から一丁目九十二番、一丁目九十六番から  
一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二  
十七番、一丁目百二十九番から一丁目百四  
十二番、一丁目百四十五番から一丁目百四  
十七番、一丁目百五十番、一丁目百六十三  
番、二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番

岩手県				
	盛岡市	弟子屈町	標茶町	浜中町
	上米内(字白石、字小浜及び字畠十一番地から三十六番地までの地域に限る。)、新庄(字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域に限る。)、黒川(一地割から三地割までの地域に限る。)、手代森(一地割及び十八地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。)、乙部(一地割の地域に限る。)、玉山区馬場(字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。)		字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去	字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去

岩手県				
	盛岡市	弟子屈町	標茶町	浜中町
	上米内(字白石、字小浜及び字畠十一番地から三十六番地までの地域に限る。)、新庄(字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域に限る。)、黒川(一地割から三地割までの地域に限る。)、手代森(一地割及び十八地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。)、乙部(一地割の地域に限る。)、玉山区馬場(字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。)		字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去	字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去

山形県			秋田県			宮城県		
大江町	尾花沢市	由利本荘市	鹿角市	女川町	加美町	丸森町	栗原市	
大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字荻野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大	大字丹生、大字正巣、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名木沢及び大字毒沢	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、鳥海町下川内及び鳥海町小川	尾去沢	御前浜、大石原浜、野々浜、塙浜（塙浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰	

山形県			秋田県			宮城県		
大江町	尾花沢市	由利本荘市	鹿角市	女川町	加美町	丸森町	栗原市	
大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字荻野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大	大字丹生、大字正巣、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名木沢及び大字毒沢	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、鳥海町下川内及び鳥海町小川	尾去沢	御前浜、大石原浜、野々浜、塙浜（塙浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	耕野及び大張	栗駒耕英及び栗駒大峰	

新潟県	栃木県	福島県					
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮎川村	舟形町		
蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山 、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、 松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、 松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、 松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、 松之山觀音寺、松之山古戸、松之山湯山、 松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、 松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、 松之山東川、松之山上鰯池、松之山下鰯池	勘平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、 蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山 、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、 松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、 松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、 松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、 松之山觀音寺、松之山古戸、松之山湯山、 松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、 松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、 松之山東川、松之山上鰯池、松之山下鰯池	深程	湖南町（浜路、横沢、館、舟津及び中野の地 域に限る。）	大字岩清水、大字津谷、大字佐渡、大字神 田及び大字松坂	大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡 、大字石名坂及び大字京塚	富田	字橋上、大字小鉶、大字十八才甲、大字十 八才乙、大字檜山、大字月布、大字大鉢及 び大字原田

新潟県	栃木県	福島県					
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮎川村	舟形町		
蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山 、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、 松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、 松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、 松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、 松之山觀音寺、松之山古戸、松之山湯山、 松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、 松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、 松之山東川、松之山上鰯池、松之山下鰯池	勘平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、 蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山 、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、 松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、 松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、 松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、 松之山觀音寺、松之山古戸、松之山湯山、 松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、 松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、 松之山東川、松之山上鰯池、松之山下鰯池	深程	湖南町（浜路、横沢、館、舟津及び中野の地 域に限る。）	大字岩清水、大字津谷、大字佐渡、大字神 田及び大字松坂	大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡 、大字石名坂及び大字京塚	富田	字橋上、大字小鉶、大字十八才甲、大字十 八才乙、大字檜山、大字月布、大字大鉢及 び大字原田

石川県								
輪島市	小松市	津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田
輪島市	嵐町及び中ノ峠町	大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田

石川県								
輪島市	小松市	津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田
輪島市	嵐町及び中ノ峠町	大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市		門前町猿橋、門前町小石、門前町植戸、 門前町風原、門前町赤神、門前町飯川谷、 門前町池田、門前町入山、門前町宍、門前 町上代、門前町江崎、門前町大釜、門前町 大切、門前町大泊、門前町鍛冶屋、門前町 久川、門前町北川、門前町切狭、門前町木 原月、門前町黒岩、門前町腰細、門前町小 山、門前町是清、門前町椎木、門前町神明 原、門前町白禿、門前町新町分、門前町清 沢、門前町千代、門前町滝町、門前町館分 、門前町劍地、門前町中田、門前町西中谷 、門前町馬場、門前町藤浜、門前町二又、 門前町馬渡、門前町南、門前町山是清、門 前町渡瀬、門前町大生、門前町鹿磯、門前 町勝田、門前町道下、門前町深見、門前町 六郎木及び門前町黒島町
君及び竹太		酒見、大福寺、稻敷、栢木、香能、福浦港 、赤崎、小窪、鹿頭、笛波及び前浜	尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鶴ヶ谷 、荒谷、東二口及び深瀬	上戸町及び三崎町	

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市	
甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曾良、大郷 君及び竹太	酒見、大福寺、稻敷、栢木、香能、福浦港 赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜	尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鵜ヶ谷 荒谷、東二口及び深瀬	上戸町及び三崎町	大切、門前町大泊、門前町鍛冶屋、門前町 久川、門前町北川、門前町切狭、門前町木 原月、門前町黒岩、門前町腰細、門前町小 山、門前町是清、門前町椎木、門前町神明 原、門前町白禿、門前町新町分、門前町清 沢、門前町千代、門前町滝町、門前町館分 、門前町剝地、門前町中田、門前町西中谷 、門前町馬場、門前町藤浜、門前町二又、 門前町馬渡、門前町南、門前町山是清、門 前町渡瀬、門前町大生、門前町鹿磯、門前 町勝田、門前町道下、門前町深見、門前町 六郎木及び門前町黒島町

静岡県		長野県					山梨県				
	浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	湖町	富士河口	甲斐市	甲府市	能登町
横川(九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。)佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場			大字広津及び大字陸郷	坂北		平		精進、本栖、富士ヶ嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保

静岡県		長野県					山梨県				
	浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	湖町	富士河口	甲斐市	甲府市	能登町
横川(九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。)佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場			大字広津及び大字陸郷	坂北		平		精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保

兵庫県		愛知県									
佐用町	姫路市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市	沼津市	井田及び舟山	
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	夢前山之内（佐中、熊部、坂根及び小畠の地域に限る。）及び夢前高長	角	大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸	乗本	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町（大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。）	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）	岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉取	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠	

兵庫県		愛知県									
佐用町	姫路市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市	沼津市	井田及び舟山	
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	夢前山之内（佐中、熊部、坂根及び小畠の地域に限る。）及び夢前高長	角	大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸	乗本	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町（大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。）	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）	岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉取	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠	

島根県			鳥取県	和歌山県			
川本町	江津市	浜田市	八頭町	すさみ町	有田川町	新温泉町	
大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び 。 ) 桜江町後山(後山上及び後山下の地域に限る	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内 、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及 び三隅町芦谷	小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下 部	江住、見老津及び里野	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切 畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯 野	大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、 早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土 井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳 久及び平松	

島根県			鳥取県	和歌山県			
川本町	江津市	浜田市	八頭町	すさみ町	有田川町	新温泉町	
大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び 。 ) 桜江町後山(後山上及び後山下の地域に限る	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内 、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及 び三隅町芦谷	小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下 部	江住、見老津及び里野	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切 畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯 野	大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、 早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土 井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳 久及び平松	

			岡山県	
			高梁市	邑南町
		広島県		
		美咲町		
		豊町		
		上口、小山、柄原、中併和、東併和及び西		
		豊栄町清武、豊栄町鍛治屋、豊栄町安宿、 豊栄町別府、豊栄町乃美及び豊栄町能良		
		吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江 、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲 田町高田原(字女鳥、字馬通、字恩田、字暮 坪、字甲角、字觀音石、字下杉、字上杉、 字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び 甲田町上小原(字西ヶ迫、字小井逸、字百畠 、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城 田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫 、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字 小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字楨之 本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、 字前平及び字重宏山の地域に限る。)		
		東広島市		
		呉市		
		安芸高田市		
		市		

		岡山県	
		高梁市	邑南町
		広島県	
		美咲町	
		(新設)	
		上口、小山、柄原、中併和、東併和及び西	
		豊栄町清武、豊栄町鍛治屋、豊栄町安宿、 豊栄町別府、豊栄町乃美、豊栄町清武西及 び豊栄町能良	
		吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江 、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲 田町高田原(字女鳥、字馬通、字恩田、字暮 坪、字甲角、字觀音石、字下杉、字上杉、 字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び 甲田町上小原(字西ヶ迫、字小井逸、字百畠 、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城 田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫 、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字 小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字楨之 本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、 字前平及び字重宏山の地域に限る。)	
		東広島市	
		(新設)	
		安芸高田市	
		市	

高知県		徳島県		山口県		安芸太田町	
香美市	須崎市	東みよし	神山町	長門市	岩国市	北広島町	安芸太田町
香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎	久通	毛田(千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。)及び中庄(二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。)	神領	油谷津黄、油谷後烟、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷藏	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷小田	新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山、大字平見谷、大字観音及び大字津浪

高知県		徳島県		山口県		安芸太田町	
香美市	須崎市	東みよし	神山町	長門市	岩国市	北広島町	安芸太田町
香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎	久通	毛田(千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。)及び中庄(二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。)	神領	油谷津黄、油谷後烟、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷藏	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷小田	新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷

福岡県						
飯塚市	四十町	津野町	仁淀川町	大豊町	土佐町	
内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)	興津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷	大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久保	田井	丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子

福岡県						
飯塚市	四十町	津野町	仁淀川町	大豊町	土佐町	
内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)	興津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷	大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久保	田井	丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子

八女市	嘉麻市	豊前市	
黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎)			、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字畠ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畠川及び字広畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)

黒木町	嘉麻市	豊前市	
大字田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎)			、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字畠ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畠川及び字広畑の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)

、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字樫ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。）、黒木町鹿子生（字作り道、字窪、字鷺ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糲田の地域に限る。）、黒木町土窪（字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。）、黒木町木屋（字森、字本村、字釤ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字茅扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、

、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字樫ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。）、大字鹿子生（字作り道、字窪、字鷺ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糲田の地域に限る。）、大字土窪（字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。）、大字木屋（字森、字本村、字釤ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字茅扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四

築上町	添田町	
大字小山田（字小川谷及び字永尾の地域に限る。）	大字耕田（字糲宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。）、大字落合（字別所川内、字鍛治屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。）、大字英彦山（字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。）及び大字中元寺（字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。）	字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小谷、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の二から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十番地までの地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十番地までの地域に限る。）、字竹ノ迫、字崇扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び黒木町北木屋（字前田、字御明園、字桃谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝原の地域に限る。）

築上町	添田町	
大字小山田（字小川谷及び字永尾の地域に限る。）	大字耕田（字糲宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。）、大字落合（字別所川内、字鍛治屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。）、大字英彦山（字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。）及び大字中元寺（字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。）	字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小谷、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷（八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。）、字美野尾（五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。）、字竹ノ迫、字崇扱谷及び字楮原の地域に限る。）及び大字北木屋（字前田、字御明園、字桃谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝原の地域に限る。）

大分県		熊本県		佐賀県	
佐伯市	山都町	八代市	太良町	鹿島市	
、字早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字横 大字長谷（字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏 原及び安方	坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及 び市ノ俣の地域に限る。）及び東陽町小浦（ 内の原及び箱石の地域に限る。）	大字多良（字矢答、字安永、字次葉深、字流 矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。）、大 字糸岐（字中尾、字横ノ内、字風配、字当木 、字金目及び字大野の地域に限る。）及び大 字大浦（字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。 ）	大字山浦（字多々良、字龍ノ平、字七美谷、 字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、 字多布木、字一本松、字七曲、字鉢扮、字 榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在 及び字横道の地域に限る。）、大字音成（字 本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西 河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁 田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切、 字七曲及び字小場田の地域に限る。）	る。）

大分県		熊本県		佐賀県	
佐伯市	山都町	八代市	太良町	鹿島市	
、字早稲田、字ハゴノ木、字奥河内、字横 大字長谷（字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏 原及び安方	坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及 び市ノ俣の地域に限る。）及び東陽町小浦（ 内の原及び箱石の地域に限る。）	大字多良（字矢答、字安永、字次葉深、字流 矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。）、大 字糸岐（字中尾、字横ノ内、字風配、字当木 、字金目及び字大野の地域に限る。）及び大 字大浦（字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。 ）	大字山浦（字多々良、字龍ノ平、字七美谷、 字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、 字多布木、字一本松、字七曲、字鉢扮、字 榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在 及び字横道の地域に限る。）、大字音成（字 本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西 河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁 田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切、 字七曲及び字小場田の地域に限る。）	る。）

、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥  
、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字  
古屋敷、字虎ヶ藪、字向道下、字荒谷口、  
字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字  
治郎丸口、字蛇石ヶ原、字小治ヶ搭、字小  
治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾  
、字清水湧、字川原烟、字川向、字カバ河  
内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸  
、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬  
ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、  
字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ヶ原、字  
棕ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木  
原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字  
井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下  
ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元  
、字九ノ内、字九九ノ内、字穴ヶ原、字後  
口烟、字向原、字小ノ下、字松川内、字上  
ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、  
字駄場ヶ原、字大田、字地神、字中ノ戸、  
字中大越、字中尾、字長場山、字長畑、字  
田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字  
道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字  
桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、  
字大越、字大原、字佐土ヶ平、字鍵裏、字  
下ヶ迫、字又五郎、字黒ヶ原、字梨子ノ木  
、字城見ヶ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ  
松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塚畠  
、字立山、字荒内及び字鯰越下夕の地域に

、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥  
、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字  
古屋敷、字虎ヶ藪、字向道下、字荒谷口、  
字轟、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾  
、字清水湧、字川原烟、字川向、字カバ河  
内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸  
、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬  
ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、  
字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ヶ原、字  
棕ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木  
原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字  
井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下  
ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元  
、字九ノ内、字九九ノ内、字穴ヶ原、字後  
口烟、字向原、字小ノ下、字松川内、字上  
ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、  
字駄場ヶ原、字大田、字地神、字中ノ戸、  
字中大越、字中尾、字長場山、字長畑、字  
田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字  
道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字  
桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、  
字大越、字大原、字佐土ヶ平、字鍵裏、字  
下ヶ迫、字又五郎、字黒ヶ原、字梨子ノ木  
、字城見ヶ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ  
松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塚畠  
、字立山、字荒内及び字鯰越下夕の地域に

臼杵市			
野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長 畠ヶ、字下出羽、字丸畠ヶ、字鑑ノ口、字 桑畠ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字 津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、 字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字 祓處、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石 ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保 田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田 、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫 及び字垣河内の地域に限る。）、野津町大字 老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引 田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野 平の地域に限る。）	限る。）		
玖珠町	市 豊後大野	(削除)	(削除)

臼杵市			
野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長 畠ヶ、字下出羽、字丸畠ヶ、字鑑ノ口、字 桑畠ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字 津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、 字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字 祓處、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石 ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保 田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田 、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫 及び字垣河内の地域に限る。）、野津町大字 老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引 田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野 平の地域に限る。）	限る。）		
玖珠町	市 豊後大野	宇佐市	大字正覚寺及び大字熊

田草、字龍神、字ヤメヲ、字底尾野、字白  
金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼  
、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼  
兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜  
山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高  
札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂  
原、字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、字上ノ  
山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜燒  
ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ヶ  
原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、  
字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝  
の原及び字小西の地域に限る。)、大字戸畠  
(字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字  
西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字  
畠ヶ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平  
、字離尾、字獺穴、字酢の木、字広登、字  
台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神  
田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤  
田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、  
字後朝見、字下朝見、字水舟、字後梅及び  
字前梅の地域に限る。)、大字四日市(字大  
野原、字尾杉、字大平、字上サノ原、字清  
田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見  
、字東小清原、字西小清原、字平原、字獄  
、字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内  
、字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田  
、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ  
台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字苅松堂

田草、字龍神、字ヤメヲ、字底尾野、字白  
金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼  
、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼  
兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜  
山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高  
札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂  
原、字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、字上ノ  
山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜燒  
ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ヶ  
原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、  
字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝  
の原及び字小西の地域に限る。)、大字戸畠  
(字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字  
西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字  
畠ヶ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平  
、字離尾、字獺穴、字酢の木、字広登、字  
台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神  
田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤  
田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、  
字後朝見、字下朝見、字水舟、字後梅及び  
字前梅の地域に限る。)、大字四日市(字大  
野原、字尾杉、字大平、字上サノ原、字清  
田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見  
、字東小清原、字西小清原、字平原、字獄  
、字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内  
、字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田  
、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ  
台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字苅松堂

鹿児島県	宮崎県		
伊佐市	串間市	日南市	
大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大口青木東、大口針持及び大口曾木	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小宇戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛様の地域に限る。)	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)	の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字荻原、字日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)
鹿児島県	宮崎県		
伊佐市	串間市	日南市	
大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大口青木東、大口針持及び大口曾木	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小宇戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛様の地域に限る。)	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字仮屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)	の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字荻原、字日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)

○ 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	現	行
改	正	後
<p>一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】</p> <p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>（略）</p> <p>（2）（1） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介</p>	<p>一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】</p> <p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>（略）</p> <p>（2）（1） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介</p>	

別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二

(略)

二

護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

(略)

○ 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

行	現	後	正	改	表 （略）
					<p>備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくはロ(2)若しくはロ(3)若しくはロ(4)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)イ(2)-a若しくはイ(2)-b若しくはロ(2)-a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。</p>
					<p>備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ(1)、(2)若しくは(3)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)-a、イ(2)-b若しくはイ(2)-c若しくはロ(2)-a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。</p>

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

所得の区分	居室等の区分	額
一イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	多床室 従来型個室（ユニット型準個室）	一日につき 千三百十円

所得の区分	居室等の区分	額
一イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以	多床室 従来型個室（ユニット型準個室）	一日につき 八百二十円

所得の区分	居室等の区分	額
一イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以	多床室 従来型個室（ユニット型準個室）	一日につき 八百二十円

所得の区分	居室等の区分	額
一イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以	多床室 従来型個室（ユニット型準個室）	一日につき 八百二十円

		二	
イ の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 一号に掲げる者	るもの 特定旧措置入所者であつ て、次のいずれかに該当す るもの イ の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 一号に掲げる者	ハ の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 四号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば同 号イの規定に該当しない こととなるもの	口 の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 二号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば保 護（生活保護法（昭和二 十五年法律第百四十四号 ）第二条に規定する保護 をいう。以下同じ。）を 必要としない状態となる もので、かつ、特定旧措 置入所者以外のもの
多 床 室	従 来 型 個 室	ユ ニ ット 型 準 室	
零 円	一日 につ き	千 三百 十 円	

		二	
イ の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 一号に掲げる者	るもの 特定旧措置入所者であつ て、次のいずれかに該当す るもの イ の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 一号に掲げる者	ハ の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 四号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば同 号イの規定に該当しない こととなるもの	口 の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 二号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば保 護（生活保護法（昭和二 十五年法律第百四十四号 ）第二条に規定する保護 をいう。以下同じ。）を 必要としない状態となる もので、かつ、特定旧措 置入所者以外のもの
多 床 室	従 来 型 個 室	ユ ニ ット 型 準 室	
零 円	一日 につ き	千 三百 十 円	

三	
<p>口 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護による。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをい</p>	

多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型準個室	一日につき
零円	一日につき三百二十円	一日につき四百九十円	一日につき八百二十円	

三	
<p>口 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護による。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをい</p>	

  

多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型準個室	一日につき
零円	一日につき三百二十円	一日につき四百九十円	一日につき八百二十円	

う。以下同じ。)を受け  
る日の属する年の前年(一  
指定地域密着型サービス  
又は指定介護福祉施設サ  
ービスを受ける日の属す  
る月が一月から六月まで  
の場合にあつては、前々  
年)中の公的年金等の收  
入金額(所得税法(昭和  
四十年法律第三十三号)  
第三十五条第二項第一号  
に規定する公的年金等の  
収入金額をいう。)及び  
当該指定地域密着型サ  
ービス又は指定介護福祉施  
設サービスを受ける日の  
属する年の前年(当該指  
定地域密着型サービス又  
は指定介護福祉施設サ  
ービスを受ける日の属す  
る月が一月から六月まで  
の場合にあつては、前々年  
(一)の合計所得金額(地方  
税法(昭和二十五年法律  
第二百二十六号)第二百  
九十二条第一項第十三号  
に規定する合計所得金額  
をいい、その額が零を下  
回る場合には、零とする  
。)の合計額(以下「公

う。以下同じ。)を受け  
る日の属する年の前年(一  
指定地域密着型サービス  
又は指定介護福祉施設サ  
ービスを受ける日の属す  
る月が一月から六月まで  
の場合にあつては、前々  
年)中の公的年金等の收  
入金額(所得税法(昭和  
四十年法律第三十三号)  
第三十五条第二項第一号  
に規定する公的年金等の  
収入金額をいう。)及び  
当該指定地域密着型サ  
ービス又は指定介護福祉施  
設サービスを受ける日の  
属する年の前年(当該指  
定地域密着型サービス又  
は指定介護福祉施設サ  
ービスを受ける日の属す  
る月が一月から六月まで  
の場合にあつては、前々年  
(一)の合計所得金額(地方  
税法(昭和二十五年法律  
第二百二十六号)第二百  
九十二条第一項第十三号  
に規定する合計所得金額  
をいい、その額が零を下  
回る場合には、零とする  
。)の合計額(以下「公

四	
口 の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 二号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば保 護を必要としない状態と なるもの（一の項口に掲 げる者を除く。）	的年金等の収入金額等 の合計額」という。」が八 十万円以下のもの

個室 ユニット型個 室 ユニット型準	
一日につき 八百二十円	行規則第八十三条の五第 二号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば保 護を必要としない状態と なるもの（一の項口に掲 げる者を除く。）

個室 ユニット型個 室 ユニット型準	
一日につき 八百二十円	行規則第八十三条の五第 二号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば保 護を必要としない状態と なるもの（一の項口に掲 げる者を除く。）

個室 ユニット型個 室 ユニット型準	
一日につき 八百二十円	行規則第八十三条の五第 二号に掲げる者であつて 、居住費の特定負担限度 額がこの項の下欄に掲げ る額であつたとすれば保 護を必要としない状態と なるもの（一の項口に掲 げる者を除く。）

護を必要としない状態となるもの（二の項口に掲げる者を除く。）

（一）及び居住費の特定負担限度額をいう。  
（二）特定負担限度額をえた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三〇年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）

護を必要としない状態となるもの（二の項口に掲げる者を除く。）

（）及び居住費の特定負担限度額を以下同じ。  
（）及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）



上回る場合(口に掲げる場合を除く。)一につき三百二十円から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に一日につき三百二十円とし十円とした居住費の特定負担限度額及び度額に加えた額が、用徴収額を上回る場合

上回る場合(口に掲げる場合を除く。)一につき三百二十円から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に一日につき三百二十円とし十円とした居住費の特定負担限度額及び度額に加えた額が、用徴収額を上回る場合

五							
イ に該当するもの の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 一号に掲げる者であつて		特定旧措置入所者以外の 者であつて、次のいずれか に該当するもの 施行規則第百七十二条 の二において準用する施 行規則第八十三条の五第 一号に掲げる者であつて					
多 床 室	従 来 型 個 室	個 室	ユ ニ ット 型 個	ユ ニ ット 型 個	多 床 室		
一日につき	三百二十円	四百九十円	一日につき	一日につき	円)	一日につき零 八百二十円	一日につき 九十五を乗 じて得た額 を控除した 額に食費の 特定負担限 度額及び居 住費の特定 負担限度額 をえた額 が、費用徵 収額を上回 る場合にあ つては、一 日につき零 八百二十円

、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）

口 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要としない状態となるもの（一の項口及び三の項口に掲げる者を除く。）

ハ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者

零円

、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）

口 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要としない状態となるもの（一の項口及び三の項口に掲げる者を除く。）

ハ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者

零円

## 備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案するもの

行規則第八十三条の五 第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの	行規則第七百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項口及び四の項口に掲げる者を除く。）	行規則第七百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	従来型個室 多床室	ユニット型個室 多床室	一日につき 八百二十円 零円
--	--	---	--------------	----------------	----------------------

## 備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案するもの

行規則第八十三条の五 第一号に掲げる者	行規則第七百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者	行規則第七百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	従来型個室 多床室	ユニット型個室 多床室	一日につき 八百二十円 零円
------------------------	---	---	--------------	----------------	----------------------

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)(一)a若しくはb若しくはロ(2)(一)a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ(1)、(2)若しくは(3)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)(一)a、b若しくはc若しくはロ(2)(一)a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

現行	改正後	改正
一　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項及び第六条第二項の厚生労働大臣が定める者 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）	一　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項及び第六条第二項の厚生労働大臣が定める者 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）	一　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項及び第六条第二項の厚生労働大臣が定める者 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）
二　指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第一百七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修	二　指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第一百七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修	二　指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第一百七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修
单独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との	单独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との	单独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との

必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修

三 指定地域密着型サービス基準第六十三条第十一項及び第一百七十一条第九項の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修

四 指定地域密着型サービス基準第六十五条、第九十二条及び第一百七十三条の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修

五 指定地域密着型サービス基準第九十条第六項の厚生労働大臣が定める研修

認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第九十条第五項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修

六 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第二項の厚生労働大臣が定める研修

第二号に掲げる研修

七 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第十一項の厚生労働大臣が定める研修

連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修

三 指定地域密着型サービス基準第六十三条第十一項及び第一百七十一条第九項の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修

四 指定地域密着型サービス基準第六十五条、第九十二条及び第一百七十三条の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修

五 指定地域密着型サービス基準第九十条第六項の厚生労働大臣が定める研修

認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第九十条第五項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修

六 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第二項の厚生労働大臣が定める研修

第二号に掲げる研修

七 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第十一項の厚生労働大臣が定める研修

第三号に掲げる研修

八 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条

の厚生労働大臣が定める研修

第四号に掲げる研修

九 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条

の厚生労働大臣が定める研修

第五号に掲げる研修

第三号に掲げる研修

八 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条

の厚生労働大臣が定める研修

第四号に掲げる研修

九 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条

の厚生労働大臣が定める研修

第五号に掲げる研修

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】

(変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7 (略) 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (-) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e (略) (2) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 687単位 b 要介護2 754単位 c 要介護3 822単位 d 要介護4 889単位 e 要介護5 954単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 (-) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e (略) (2) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 646単位 b 要介護2 713単位 c 要介護3 781単位 d 要介護4 848単位 e 要介護5 913単位 口～～ (略) 9～11 (略)	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7 (略) 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (-) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e (略) (2) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 640単位 b 要介護2 707単位 c 要介護3 775単位 d 要介護4 842単位 e 要介護5 907単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 (-) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e (略) (2) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 599単位 b 要介護2 666単位 c 要介護3 734単位 d 要介護4 801単位 e 要介護5 866単位 口～～ (略) 9～11 (略)

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】

(変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス
(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）
（-）介護福祉施設サービス費	（-）介護福祉施設サービス費
a 介護福祉施設サービス費(I)	a 介護福祉施設サービス費(I)
i ~ v (略)	i ~ v (略)
b 介護福祉施設サービス費(II)	b 介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1 594単位	i 要介護1 547単位
ii 要介護2 661単位	ii 要介護2 614単位
iii 要介護3 729単位	iii 要介護3 682単位
iv 要介護4 796単位	iv 要介護4 749単位
v 要介護5 861単位	v 要介護5 814単位
(2) 小規模介護福祉施設サービス費	(2) 小規模介護福祉施設サービス費
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	a 小規模介護福祉施設サービス費(I)
i ~ v (略)	i ~ v (略)
b 小規模介護福祉施設サービス費(II)	b 小規模介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1 747単位	i 要介護1 700単位
ii 要介護2 810単位	ii 要介護2 763単位
iii 要介護3 877単位	iii 要介護3 830単位
iv 要介護4 940単位	iv 要介護4 893単位
v 要介護5 1,002単位	v 要介護5 955単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）
（-）旧措置入所者介護福祉施設サービス費	（-）旧措置入所者介護福祉施設サービス費
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)
i ~ iii (略)	i ~ iii (略)
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)
i 要介護1 594単位	i 要介護1 547単位
ii 要介護2 又は要介護3 700単位	ii 要介護2 又は要介護3 653単位

<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u>	828単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i ~ iii (略)	
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	747単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	847単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	970単位
ロ～レ (略)	
2・3 (略)	

<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u>	781単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i ~ iii (略)	
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	800単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	923単位
ロ～レ (略)	
2・3 (略)	

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】  
 (変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後																																								
<p>別表          指定地域密着型サービス介護給付費単位数表          1～6 (略)</p> <p>7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護          イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費          (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)          (一)～(五) (略)</p> <table> <tr> <td>(一) 要介護 1</td> <td>594単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 要介護 2</td> <td>661単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 要介護 3</td> <td>729単位</td> </tr> <tr> <td>(四) 要介護 4</td> <td>796単位</td> </tr> <tr> <td>(五) 要介護 5</td> <td>861単位</td> </tr> </table> <p>(ロ) (略)</p> <p>ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費          (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日に          つき)          (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)          a～e (略)</p> <table> <tr> <td>(一) 要介護 1</td> <td>747単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 要介護 2</td> <td>810単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 要介護 3</td> <td>877単位</td> </tr> <tr> <td>(四) 要介護 4</td> <td>940単位</td> </tr> <tr> <td>(五) 要介護 5</td> <td>1,002単位</td> </tr> </table> <p>(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介          護費 (1日につき)          (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活          介護費(I)</p>	(一) 要介護 1	594単位	(二) 要介護 2	661単位	(三) 要介護 3	729単位	(四) 要介護 4	796単位	(五) 要介護 5	861単位	(一) 要介護 1	747単位	(二) 要介護 2	810単位	(三) 要介護 3	877単位	(四) 要介護 4	940単位	(五) 要介護 5	1,002単位	<p>別表          指定地域密着型サービス介護給付費単位数表          1～6 (略)</p> <p>7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護          イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費          (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)          (一)～(五) (略)</p> <table> <tr> <td>(一) 要介護 1</td> <td>547単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 要介護 2</td> <td>614単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 要介護 3</td> <td>682単位</td> </tr> <tr> <td>(四) 要介護 4</td> <td>749単位</td> </tr> <tr> <td>(五) 要介護 5</td> <td>814単位</td> </tr> </table> <p>(ロ) (略)</p> <p>ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費          (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日に          つき)          (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)          a～e (略)</p> <table> <tr> <td>(一) 要介護 1</td> <td>700単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 要介護 2</td> <td>763単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 要介護 3</td> <td>830単位</td> </tr> <tr> <td>(四) 要介護 4</td> <td>893単位</td> </tr> <tr> <td>(五) 要介護 5</td> <td>955単位</td> </tr> </table> <p>(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介          護費 (1日につき)          (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活          介護費(I)</p>	(一) 要介護 1	547単位	(二) 要介護 2	614単位	(三) 要介護 3	682単位	(四) 要介護 4	749単位	(五) 要介護 5	814単位	(一) 要介護 1	700単位	(二) 要介護 2	763単位	(三) 要介護 3	830単位	(四) 要介護 4	893単位	(五) 要介護 5	955単位
(一) 要介護 1	594単位																																								
(二) 要介護 2	661単位																																								
(三) 要介護 3	729単位																																								
(四) 要介護 4	796単位																																								
(五) 要介護 5	861単位																																								
(一) 要介護 1	747単位																																								
(二) 要介護 2	810単位																																								
(三) 要介護 3	877単位																																								
(四) 要介護 4	940単位																																								
(五) 要介護 5	1,002単位																																								
(一) 要介護 1	547単位																																								
(二) 要介護 2	614単位																																								
(三) 要介護 3	682単位																																								
(四) 要介護 4	749単位																																								
(五) 要介護 5	814単位																																								
(一) 要介護 1	700単位																																								
(二) 要介護 2	763単位																																								
(三) 要介護 3	830単位																																								
(四) 要介護 4	893単位																																								
(五) 要介護 5	955単位																																								

a～c (略)

(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活  
介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	747単位
b 要介護 2 又は要介護 3	847単位
c 要介護 4 又は要介護 5	970単位

ニ～ネ (略)

8 (略)

a～c (略)

(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活  
介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	700単位
b 要介護 2 又は要介護 3	800単位
c 要介護 4 又は要介護 5	923単位

ニ～ネ (略)

8 (略)

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】  
 (変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
<p>別表          指定介護予防サービス介護給付費単位数表          1～7 (略)          8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）          イ 介護予防短期入所生活介護費          (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費              (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)                  a・b (略)              (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)                  a 要支援1 495単位                  b 要支援2 615単位          (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費              (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)                  a・b (略)              (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)                  a 要支援1 473単位                  b 要支援2 581単位          ロ～ホ (略)          9～11 (略)</p>	<p>別表          指定介護予防サービス介護給付費単位数表          1～7 (略)          8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）          イ 介護予防短期入所生活介護費          (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費              (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)                  a・b (略)              (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)                  a 要支援1 460単位                  b 要支援2 573単位          (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費              (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)                  a・b (略)              (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)                  a 要支援1 438単位                  b 要支援2 539単位          ロ～ホ (略)          9～11 (略)</p>

- 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

				改 正 後	改 正 前
				区分	区分
				額	額
従来型個室（老健・療養等）	従来型個室（特養等）	ユニット型個室	ユニット型準個室	一日につき千九百七十円	一日につき千九百七十円
（削除）	（削除）	一日につき千六百四十円	一日につき千六百四十円	（削除）	（削除）
多床室	従来型個室（老健・療養等）	ユニット型個室	ユニット型準個室	一日につき千九百七十円	一日につき千九百七十円
（削除）	（削除）	一日につき千六百四十円	一日につき千六百四十円	（削除）	（削除）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

（新設）	（新設）	（新設）
<p>備考</p> <p>この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、指定地域密着型サービスにする費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護</p>		



二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定居宅サービス  
介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型短期入所生活介  
護費(Ⅱ)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)、ユニット型介  
護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健  
施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入  
所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護  
費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニ  
ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院  
療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型  
短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)  
、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認  
知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型認知症疾患  
型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養  
介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定す  
るユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若  
しくはユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活  
介護費(Ⅱ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユ  
ニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型小規模介護福祉  
施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユ  
ニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型介護保健施設サービ  
ス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型介  
護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユ  
ニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型診療所型介護療  
養施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービ  
ス費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)若  
しくはユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)のユニ  
ット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又は指定介護予防  
サービス介護給付費単位数表に規定する単独型ユニット型介護予  
防短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型ユニット型介護予防短期入所生

活介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

この表において「従来型個室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（I）若しくは併設型短期入所生活介護費（I）、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費（I）若しくは小規模介護福祉施設サービス費（I）又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費（I）若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費（I）を算定すべき者が利用する居室をいう。

この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護

活介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養  
介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介  
護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護  
費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費  
(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)  
のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、  
ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニッ  
ト型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニッ  
ト型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾  
患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型介  
護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型認知症疾患型介  
護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型介護予防  
短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又  
は病室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（I）若しくは併設型短期入所生活介護費（I）、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費（I）若しくは小規模介護福祉施設サービス費（I）又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費（I）若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費（I）を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護

老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床短期入所療養  
介護費(ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床短  
期入所療養介護費(ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院  
療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護  
費(ⅰ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)の病院療養病床  
経過型短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床経過型短期入所療養  
介護費(ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)、診療所短  
期入所療養介護費(ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(ⅰ)、診療所短  
期入所療養介護費(ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患  
護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅲ)の認知症疾患型短期  
入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅲ)の認知症  
知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介  
護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは認知症疾患型  
経過型短期入所療養介護費(ⅰ)、指定施設サービス等介護給付費単位  
数表に規定する介護保健施設サービス費(ⅰ)の介護保健施設サービ  
ス費(ⅰ)、介護保健施設サービス費(ⅱ)の介護保健施設サービス費(ⅰ)  
、介護保健施設サービス費(ⅲ)の介護保健施設サービス費(ⅰ)、療養  
型介護療養施設サービス費(ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ⅰ)  
、療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)の療養型介護療養施設サービス  
費(ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(ⅲ)の療養型介護療養施設  
サービス費(ⅰ)、療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ)の療養型  
経過型介護療養施設サービス費(ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス  
費(ⅰ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)の認知症疾  
患型介護療養施設サービス費(ⅰ)、認知症疾患型介護療養施設サービ  
ス費(ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)、認知症疾患

老人保健施設短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養  
介護費(i)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短  
期入所療養介護費(ii)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院  
療養病床短期入所療養介護費(iii)の病院療養病床短期入所療養介護  
費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)の病院療養病床  
経過型短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型短期入所療養  
介護費(iii)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短  
期入所療養介護費(i)の診療所短期入所療養介護費(i)、診療所短  
期入所療養介護費(ii)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型  
護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(iii)の認知症疾患型短期  
期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症  
疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費  
(ii)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)若しくは認知症疾患型經  
過型短期入所療養介護費(i)、指定施設サービス等介護給付費単位  
数表に規定する介護保健施設サービス費(i)の介護保健施設サービ  
ス費(i)、介護保健施設サービス費(ii)の介護保健施設サービス費(i)  
、介護保健施設サービス費(iii)の介護保健施設サービス費(i)、療養  
型介護療養施設サービス費(i)の療養型介護療養施設サービス費(i)  
、療養型介護療養施設サービス費(ii)の療養型介護療養施設サービス  
費(i)、療養型介護療養施設サービス費(iii)の療養型介護療養施設  
サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(i)の療養型  
経過型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービ  
ス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養  
サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)の認知症疾  
患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービ  
ス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患



五  
この表において「多床室（特養等）」とは、指定居宅サービス

(新設)

介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費



期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養  
介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)の  
病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護  
予防短期入所療養介護費(I)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)  
(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(II)の診療所介護予防短期  
入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)  
の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介  
護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療  
養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知  
症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防  
短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護  
費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患  
型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介  
護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき者が利用する療養室又  
は病室をいう。

護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介  
護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療  
養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院  
療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防  
短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護  
費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院  
療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床經  
過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予  
防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)  
の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入  
所療養介護費(ii)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症  
疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短  
期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費  
(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型  
介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入  
所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)  
の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介  
護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費  
(II)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分		居室等の区分		額	
イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者		ユニット型個室		一日につき千三百十円	
ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば		ユニット型準個室		一日につき八百二十円	
保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		従来型個室（老健・療養等）		一日につき千三百十円	
ハ 施行規則第八十三条の		多床室（老健・療養等）		一日につき三百七十円	

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分		居室等の区分		額	
イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者		ユニット型個室		一日につき千三百十円	
ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば		ユニット型準個室		一日につき八百二十円	
保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		従来型個室（老健・療養等）		一日につき千三百十円	
ハ 施行規則第八十三条の		多床室		一日につき三百七十円	

<p>五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受けた日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公</p>	二
--	---

・療養等	多床室（老健）	多床室（特養）	（老健・療養等）	従来型個室（特養等）	従来型個室（特養等）	ユニット型個室	ユニット型個室
				一日につき 三百七十円	一日につき 三百七十円	一日につき 四百二十円	一日につき 八百二十円

<p>五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受けた日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公</p>	二

	三	
イ 施 行 規 則 第 八 十 三 条 の 一 つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	。) ロ 五 第一 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	的年金等の収入金額をい う。)及び当該特定介護予 防サービス又は特定介護予 防サービスを受ける日の 属する年の前年(当該特 定介護サービス又は特定 介護予防サービスを受け る日の属する月が一月か ら六月までの場合にあつ ては、前々年)の合計所 得金額(地方税法(昭和 二十五年法律第二百二十一 六号)第二百九十二条第 一項第十三号に規定する 合計所得金額をいい、そ の額が零を下回る場合は、 零とする。)の合計所 得金額が八十万円以下のもの の額が八十万円以下るもの の負担限度額がこの項の 下欄に掲げる額であつた とすれば保護を必要とし ない状態となるもの(一 の項目に掲げる者を除く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。)
ユ ニ ツ ト 型 準	室 ユ ニ ツ ト 型 個	
一日 につ き	八 百 二十 円	一日 につ き

	三	
イ 施 行 規 則 第 八 十 三 条 の 一 つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	。) ロ 五 第一 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	的年金等の収入金額をい う。)及び当該特定介護予 防サービス又は特定介護予 防サービスを受ける日の 属する年の前年(当該特 定介護サービス又は特定 介護予防サービスを受け る日の属する月が一月か ら六月までの場合にあつ ては、前々年)の合計所 得金額(地方税法(昭和 二十五年法律第二百二十一 六号)第二百九十二条第 一項第十三号に規定する 合計所得金額をいい、そ の額が零を下回る場合は、 零とする。)の合計所 得金額が八十万円以下のもの の額が八十万円以下るもの の負担限度額がこの項の 下欄に掲げる額であつた とすれば保護を必要とし ない状態となるもの(一 の項目に掲げる者を除く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。)
ユ ニ ツ ト 型 準	室 ユ ニ ツ ト 型 個	
一日 につ き	八 百 二十 円	一日 につ き

## 備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）
多床室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健）	多床室（特養）	老健・療養等	個室
零円	一日につき零円	一日につき零円	一日につき零円	四百九十円	四百九十円
（等）	（等）	（等）	（等）	（等）	（等）

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）
多床室	多床室	多床室	多床室	老健・療養等	個室
零円	一日につき零円	一日につき零円	一日につき零円	四百九十円	四百九十円
（等）	（等）	（等）	（等）	（等）	（等）

## 備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室（特養等）をいう。

六 この表において「多床室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室（老健・療養等）をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

（新設）

- 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室	一日につき千六百五十円
多床室	一日につき八百四十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着

改 正 前	

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室	一日につき千六百五十円
多床室	一日につき三百七十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

○ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生厚生労働省告示第四百十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>一 適正な手続きの確保</p> <p>指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げることにより、当該契約に係る手続を行うこと。</p> <p>イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介</p>	<p>一 適正な手続きの確保</p> <p>指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げることにより、当該契約に係る手続を行うこと。</p> <p>イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介</p>

護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

口 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

ハ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の四、第二百三十一条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の八、第二百三十四条の二、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条の八、第二百四十条の十一、第二百四十一条の二十四又は第二百四十条の二十五の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

口 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

ハ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の四、第二百三十一条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の八、第二百三十四条の二、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百三十九条の八、第二百四十条の十一、第二百四十一条の二十四又は第二百四十条の二十五の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用

### (1) 料

居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

(1) 当

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

「ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用入所又は入院するものは除く。）並びにユニットに属しない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が二人以上のもの室料及び光熱費に相当する額

「ニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ(1)及びロの注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院す

(ii) ユニットに属さない居室等（指定介護老人福祉施設、指

定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。）のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するもの並びに従来型個室特例外の額

(2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たつて勘案すべき次

項は、次のとおりとすること。

(i) 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費

用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）

(ii) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均

的な費用

食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

その他

利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

### 三

口 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

その他

利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

るものは除く。） 室料及び光熱費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するもの光熱水費に相当する額

(2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たつて勘案すべき次

項は、次のとおりとすること。

(i) 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費

用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）

(ii) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均

的な費用

食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

その他

利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。